

一般競争入札公告

(単体発注・事前審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和7年2月26日

沖縄県下水道事務所長 比嘉 久雄

1. 業務概要

- (1) 業務名称 沈砂、し渣等搬出処理処分業務委託(那覇浄化センター)
- (2) 業務場所 那覇処理区内
- (3) 業務内容 上記業務場所にて発生の汚泥(沈砂、し渣等)の搬出処理業務を行う。その他詳細は契約書及び仕様書による。
- (4) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 発注形態 単体発注
- (6) 資格審査方法 事前審査型 ※入札参加資格の審査を開札前に行う。

2. 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 入札応募調書提出期限日から本業務の入札日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員等が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (5) 会社更生法(平成 15 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 1 項及び第 6 項の規定に基づき、本業務の実施に必要な産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可(事業の範囲はいずれも汚泥)を受けている者であること。
- (7) 本業務の履行にあたり、運搬車両及び計量器を有する者であること。
- (8) 仕様書に定める汚泥搬出量を処理できる能力を有する者であること。
- (9) 処分場が悪臭防止法の規制地域外又は規制地域内に位置する場合は、その規制基準を満たす者であること。

3. 申請書等の提出及び本入札参加資格の確認

本業務は、入札手続(入札書提出から落札者決定まで)を紙入札で行う。参加を希望する者は、次に掲げる書類を申請期間内に次の場所に提出し、本入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格確認資料を提出しない者、並びに競争参加資格がないと判断された者は、本入札に参加することができない。

(1) 提出する書類

ア 一般競争入札資格確認申請書

イ 産業廃棄物処分業の許可を受けている者であることを証する許可証の写し
(事業の範囲、処分方法、処理能力がわかる資料も添付のこと)

ウ 産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者であることを証する許可証の写し

エ 収集運搬車両届出の写し(車検証の写し、車両写真も添付のこと)

オ トラックスケール等計量器の検査証明書の写し

カ 処分場が悪臭防止法の規制地域外であることを示す資料、規制地域内に位置する場合は、その規制基準を満たす者であることを示す資料

キ 法人の登記事項証明書

ク 県税(法人事業税)に関し滞納がないことを示す納税証明書

(2) 申請書等の提出期間

令和7年2月26日(水)から令和7年3月12日(水)までの午前9時から12時、午後1時

から5時の間(土曜、日曜及び祝日を除く)

(3) 申請書等の提出場所

〒901-2221

沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階

沖縄県下水道事務所 管理班(担当:徳森)

電話 098-898-5988

(4) 申請書等の提出方法

持参もしくは郵送(書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備等がある場合、申請期間内に補正しなければならない。)で提出すること。FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 入札参加資格の確認結果通知

令和7年3月13日(木)までに電話及び書面により通知する。

(6) 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得してから契約締結日までとする。

(7) 資格審査申請事項の変更

入札参加の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届出を提出しなければならない。

ア 商号または名称

イ 住所又は所在地、及び電話番号

ウ 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

エ 使用印鑑

オ 法人にあつては資本金

(8) 資格の取り消し等

入札参加の資格を有する者が2に該当しなくなった場合においては、当該資格を取り消し当該者にその旨を通知する。

(9) 入札の辞退

申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届を提出すること。

(10) 本入札に係る資料の取り扱い

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 契約担当者は、入札参加資格の確認以外の用途で、提出された申請書等を使用しない。

ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見つかった場合は、入札参加資格無しとなり、入札に参加できない。

エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。

オ 提出された申請書等は、返却しない。

4. 入札執行の場所及び日時

入札書は持参により提出すること。なお、郵送または電報による入札は認めない。

- (1) 入札会場 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号
管理棟2階 大会議室
- (2) 入札日時 令和7年3月17日(月) 10時00分 開始

5. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第100条の規定により、見積る契約金額(見積る契約単価(税込)に予定数量を乗じて得た額)の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次のア、又はイの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券
- イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- (ア) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者
 - (イ) 入札保証金の金額が上記の条件に満たない場合
 - (ウ) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合
- また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。

(2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)第101条の定めるところにより、契約金額(契約単価(税込)に予定数量を乗じて得た額)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のア、イの提出があった場合は、契約保証金の納付を免除する。

- ア 保険会社との間で締結した履行保証保険契約の保険証券
- イ 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)または本県もしくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面

6. 入札書に記載する金額

入札金額については、1t当たりの単価金額とし、本業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加

算した金額をもって落札価格とするもので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を実施する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 入札を希望しない場合には参加しないことができるので、入札辞退届を郵送または持参により提出すること。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。

- (1) 入札参加資格者のない者が行った入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (3) 入札者に求められる事項を履行しなかった者が行った入札
- (4) 同一人物が同一事項について行った2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (6) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (8) 入札書の表記金額、氏名、印章または重要な文字が誤脱し、または不明な入札
- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 談合その他不正の行為があった入札
- (11) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (12) 入札に関する条例に違反した入札

9. 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回までとする。
- (4) 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 8 号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

10. その他

- (1) 本業務は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約に定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度において当該契約にかかる歳入歳出予算について減額又は削減があった場合は、本契約は解除する。
- (2) 契約締結後、契約金額の変更協議を行い、契約金額を変更する場合、変更後の契約金額は、元契約金額を元設計額で除した値に変更設計額を乗じた額とする。
- (3) その他詳細については、契約書及び仕様書による。
- (4) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札心得を熟読し、これを遵守すること。

11. 本案件に関する質問・回答

- (1) 入札・契約手続きに関すること

問い合わせ先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県下水道事務所 庶務班 電話 098-898-5988

- (2) 上記(1)以外に関すること

ア 質問書提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階

問い合わせ先 沖縄県下水道事務所 管理班 (担当:徳森)
電話 098-898-5988 FAX 098-870-2268

イ 提出期限 令和7年3月7日(金)午後5時

ウ 提出方法 持参

エ 回答方法 回答日より令和7年3月14日(金)までの間、下水道事務所管理棟1階の掲示板及びホームページで公表する。ただし、質問がない場合は公表しない。

12. 苦情申し立て

入札参加資格が無いと認められた者は、入札参加資格が無いと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

ア 提出期限 入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出先 沖縄県宜野湾市伊佐3丁目12番1号 管理棟2階
沖縄県下水道事務所 庶務班

ウ 提出方法 書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)は受け付けない。